

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部改正について

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を改正する条例

熊本市立総合ビジネス専門学校条例(平成2年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条中「次の各号のいずれか」を「第1号」に改め、「第2号に該当するときは」の次に「授業料、」を、「入学料を」の次に「、第3号に該当するときは授業料及び入学料を」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項の規定により授業料等減免対象者として認定されたとき。

附 則

この条例は、公布の日又は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)の施行の日のいずれか遅い日から施行し、この条例による改正後の第5条(同条第3号に係る部分に限る。)の規定は、令和2年度分以降の授業料及び同年度以降の入学に係る入学料について適用する。

(提出理由)

大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。